

令和5年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会 議事録

- 1 日 時 令和5年11月28日(火) 15:00～16:45
- 2 場 所 新居浜市役所 3階 応接会議室
- 3 出席者 委員 鴻上 大介 委員 本多 知里 委員 住友 裕美
 委員 明智 美香 委員 坂井 彩加 委員 山内 欣子
 委員 石川 剛 委員 重松 ほのか 委員 藤田 敏彦
 委員 北中 律子
- 欠席者 委員 菅原 学 委員 竹本 幸司 委員 成松 順子
 委員 田那部 三枝 委員 吉村 卓代 委員 鎌倉 荘一
 委員 山本 豪 委員 山本 晴美
- 事務局 福祉部総括次長兼地域福祉課長 久枝 庄三
 地域福祉課主幹 村上 美香、副課長 神田 紀香
- 4 傍聴者 0名
- 5 協議題 (1) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児計画の策定について
 (2) その他

(事務局)	<p>それではただいまから令和5年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、地域福祉課長の久枝よりご挨拶申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(地域福祉課長挨拶)</p> <p>それでは本日の会議の出席状況についてご報告いたします。</p> <p>本日は、菅原委員、竹本委員、成松委員、田那部委員、吉村委員、鎌倉委員、山本豪委員、山本晴美委員が欠席されています。</p> <p>委員数18名に対し、出席委員10名となり、新居浜市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第2項の会議の成立要件である過半数の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは議事に移ります。議事の進行は住友委員長にお願いいたします。</p>
(議長)	<p>住友です。皆様よろしくお願いたします。</p> <p>本日は令和5年度第3回障がい者自立支援協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今年度は第7期障がい福祉計画と第3期の障がい児福祉計画の策定年ですので、協議会の回数も多くなっておりまして、多くの資料が事前に配布などされて、皆様にご負担もかけておりますけれども、有意義にご検討いただきまして、よりよい計画が策定できればと思っております。議事が円滑に進行できますように、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それではここから座って失礼いたします。</p>

(議 長)	<p>ではまず議題 1 の新居浜市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の策定について、事務局から説明の方お願いいたします。</p>
(ぎょうせい)	<p>皆さんこんにちは。ぎょうせいと申します。本日はお世話になります。</p> <p>今日は、調査の絡みもありまして、私の方から説明させていただきます。量が多いですけどかいつまんで、もう読んできていただいている前提に概略を説明したいなと考えております。目次を開いていただければと思います。</p> <p>全部で 4 部構成でございます。第 1 部が総論というところで、第 1 章で計画策定の基本的な考え方、第 2 章が新居浜市の現状、第 3 章が実態調査の概要。この第 3 章につきましては前回、概略ご説明してあったかと思えます。</p> <p>第 2 部、第 7 期障がい福祉計画で第 1 章基本的な考え方。それから第 2 章は令和 8 年度の目標値ということで、これは国が指定をしております。成果目標というものですが、これを挙げたものでございます。それから第 3 章が障がい福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策。これが細かいサービスの活動指標に対する需給の資料でございます。以下第 4 章が地域生活支援事業の充実。</p> <p>それから第 3 部が第 3 期障がい児の福祉計画になります。概ね構成は一緒ですけども第 1 章が基本的な考え方、第 2 章が令和 8 年度における支援提供体制、第 3 章が障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の見込量及び確保方策。最後に第 4 章で地域生活支援事業の充実という構成です。</p> <p>最後に第 4 部でございますけども、事務局様の方からご指摘いただいて、整理しまして、もうすでに中にいろんな方策が入っておりますので、むしろシンプルに整理しようというところで、今日追加資料で、お配りしております。</p> <p>それでは、総論というところで 1 ページをお開きください。ポイントだけご説明いたします。</p> <p>計画策定の基本的な考え方ということで計画策定の趣旨のところですが冒頭のところで、「近年障害者の高齢化それに伴う亡き後の支援のあり方をはじめ、介護介助職員の不足や、重度障がい者（児）への支援等、障がい者（児）を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。」と。近年この 3 年前もそうでしたけど、新型コロナウイルス感染症というところでいろんな変化を与えました。</p> <p>そのあと、5 類移行後も障がい者（児）への支援施策においてもきめ細かい対策が必要と、依然としてなっておりますということです。国においてはすべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。この共生社会というのはこの今の障がい者の特に重要なキーワードでございます。</p> <p>そのうち、3 つほど挙げています。一つ目の◆ですけども「地域での生活支援を充実するための法律の動き」ということで、皆さんご存知の障害者総合支援法、それから児童福祉法がそれぞれ、平成 30 年 4 月、5 年前ですけども改正さ</p>

(ぎょうせい)

れましたと。

それから二つ目「合理的配慮や意思疎通支援等に関する法律の施行」ということで障害者差別解消法が令和3年5月に改正されました。事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されたということと、医療的ケア児支援法の施行と障がい者（児）への支援に関する法制度の改正が進められています。というところ。その下、令和4年5月ですが、一番新しいのですが、障がい者における情報の不足や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」というのが新たに制定されております。

この辺の新しい情報をちょっと織り込んでおりますよということと、最後に、国の方で令和5年3月には、「障害者基本計画（第5次）の策定」をされております。

現在、本市の場合は、障がい者計画は令和7年度を目標に動いておりますので、これの途中で変わっております「共生社会」。今回は多分この第5次が影響してくると思います。このキーワード覚えておいてください。

それから計画の位置付け、2ページ目ですが、枠の中に書いてます通りでございます。障害者総合支援法第88条第1項、第2項というところが法的な根拠でございます。

それから障がい児福祉計画の方は、児童福祉法第33条の20第1項、第2項が法的な位置付けです。

さらに3ページの方は、国とか県の計画との関連を示しております、網掛けして一番下に書いていますが、今回はこの新居浜市第7期障がい福祉計画、それから新居浜市第3期障がい児福祉計画がここに該当します。というところの位置付けでございます。

かつ、下の方の下段は何を書いてあるかというと、現在、令和7年度目標に市の第3期の障がい者計画が動いております。基本理念が「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」が挙げられておりますので、今回の第7期及び第3期の障がい福祉に関しましては、この理念を踏襲していく、上位にありますよということを謳っていることとなります。

計画の期間は、4ページをお開きいただければと思いますがそこに少し太枠で書いていますように、第7期、第3期とも令和6年から8年までの3年間ということでございます。

計画の留意点でございますけども、今回計画を作る上での指針としまして、上の方に書いています国が定める障がい福祉サービス等、障がい児通所施設等の円滑な実施を確保するための基本的な指針というのが、改正案が真ん中辺ですけども、令和5年5月に改正されております。

これをもとにして、今回推計がありますし、国が指定しました成果目標を定めてくださいという指示がありますので、そういう流れで構成しております。

計画の対象は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に

(ぎょうせい)

日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

具体的には障害者手帳書所有者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいの人等です。ということで定義しております。

5ページから第2章ということで現状を書いております。簡単にこのグラフと、そこのコメントを要約しますと、年齢3区分と言いますね、15歳未満年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢人口。この3区分とも減ってきていますよということをお示しさせていただいて、その中で6ページをお開きください。以降が「障がいのある人の動向」でございます。上の方に5行ほどコメントを書いておりますが、要約しますと身体障がい者というのはこの6年間だけ見ても、身体障がいの方が減少。知的障がい及び精神障がいの方は概ね増加という傾向でございます。

それから7ページ目は3障がいの種類別の年齢構成というところで、まず身体障害者手帳所有の方ですが、18歳以上が圧倒的多数であるということが一つ。それから知的障がいの人では18歳以上、18歳未満それぞれ増加傾向ですよということです。考察としては、2行目に書いていますが18歳未満に増加がみられることから、新規申請者の増加、それから18歳以上も増加しているということは、療育手帳所持者の高齢化というところが影響にあるのではないかなど。これは、本市だけの特徴じゃなくて、ほとんどこの傾向にはあります。

8ページ目をお開きいただいて、精神障がいのある人では、18歳以上の増加が顕著になっておりますよというところ。

それから9ページを見てください。3障がい種類別の等級別構成というところで、身体障がいのある人では、令和5年では1級が1,718人で最も多くなっています。次いで4級が946人。平成30年からの推移を見ますと2級が横ばい以外は、いずれも減少傾向にありますよというところですよ。

割合的には2級と6級が若干増加しているかなというところですけども。全体の減少傾向をすべての等級が全部引き継いでいるという流れかと思えます。

10ページをお開きください。知的障がいの方で、AとBの等級がありますけども、全体上がっていますので、どちらかが増加しているわけじゃなくて両方とも増加傾向。それから精神障がいのある人は、30年からの推移を見ますと、等級別に1級は横ばいですが、2級3級が増加しているという傾向。

それから11ページには、身体障がいのある人の部位別構成を整理いたしまして、上の2行には、肢体不自由が最も多く、それから次いで内部障がいというところこの傾向ですとずっと推移していますが、構成比的には内部障がいの割合が増加傾向にありますよというところを、触れさせていただいております。

以下13ページは特定医療費いわゆる指定難病の受給者証所持者数と、それから小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数というのを整理しています。こういう傾向がありますということで、確認いただければと思います。

それから14ページ以降はですね、タイトルだけ読み上げます。一つは障がい

(ぎょうせい)

支援区分の認定者数、それからその下が自立支援医療受給者の状況。15ページに移りまして、保育・教育環境の状況の中での18歳未満の障がい児の年齢層の内訳。それから、0～5歳児の児童発達支援利用状況。最後の表が就学前の幼児のための相談・教室等の実施状況というところ、療育等も含みますよというデータをいただいております。

それから以下、16ページは、タイトルだけですが、小学校における障がい児の通学状況、中学校における障がい児の通学状況。新居浜特別支援学校。新居浜市特別支援学校川西分校というところで、教育の状況の内訳を書いております。

17ページ、最初にあるのは雇用・就労の状況で、一つ目は公共職業安定所における障がい者雇用者数及び実雇用率等というところでございまして、若干雇用率は上がってきているという感じ、若干増減ありますけども、一応、傾向を読み取っていただければと考えています。

障がい者就業・生活支援センターの状況というところで、表に整理させていただいております。最後に経済的支援受給者の状況というところで整理しております。これは3年前の第6期の場合も同じ項目で整理して時系列的にこういう状況ですよという報告をさせていただいております。

19ページからですね、この先は実態調査の概要でございまして課題も含めまして少し飛ばしていきたいと思っております。これは前回ご報告をしていますので、かつ、今回の分析の中にも入っておりますので。

第2部が第7期障がい福祉計画ということで、国の指針が出ております。先ほど言いました今年度見直しがされていますので、その中からポイントだけ言いますと、項目だけ読みますね。まず国の基本指針で39ページ。一つ目が入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援。二つ目、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築。3番目、福祉施設から一般就労への移行等。4番目、発達障害者等支援等の一層の充実。5番目、地域における相談支援体制の充実強化。6番目、障害者等に対する虐待の防止。7番目、これ何度も出ていますけども地域共生社会或いは共生社会とも言いますが、実現に向けた取り組み。国では地域共生社会と呼んでいますが、国の流れが定義では共生社会という省略するところもありますので一応それに準拠して書いております。8番目が障害福祉サービスの質の確保。次に、40ページですけども9番目として障害福祉人材の確保・定着。10番目、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定。11番目、障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進。12番目が障害総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化。というところを、3年前の方針にもあるのはあるんですけども文言的には少し変わってきまして、整理をさせていただいております。

それから今度はサービスの提供の部分に対する基本的考え方を示されておまして、一つ目が全国で必要とされる訪問系サービスの保障をすること。それから希望する障害者等への日中活動系サービスの保障。グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備と機能の充実。この文章は長いですから抜粋してござい

(ぎょうせい)

す。それから次のページ41ページの方で福祉施設から一般就労への移行等の推進。今回新しく出ていますが、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実、この抜粋。最後に、依存症対策の推進と上がっておりまして、今、読み上げました40ページの①からこの⑥までが、今回の第7期或いは第3期に大きく影響する部分でございます。

次に、43ページからが実際の数値目標でございます。ここは数字のですね、いわゆる需給バランスをこう達成しますよってというところの報告でございますが、全体の構成としまして、第2章というのは「令和8年度の目標値」と書いています。これは前回と合わせたのですが、成果目標といまして、先ほど読みました基本的考え方、前のページにありますけど、これをベースにして指標化したものでございます。

まず1番目、施設入所の地域生活への移行ということで二つ指定されていまして、施設入所者の地域生活、それから施設入所者の削減ということで、ここで1例申し上げますと、上の1施設入所の地域生活というのは、目標値設定に関する国の基本指針が出ておりまして、令和8年度末時点で令和4年度の施設入所者数6%以上地域生活に移行する、して欲しいというところの希望率で、現在上げていただいているのは2.9%ということでございます。

二つ目、施設入所者の削減ということで、これは正負でしていくんですが、目標値設定に関する国の基本指針で8年度末の時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%を削減する、ということでこれはこの逆の傾向になりますので、本市の場合一応2.9%までは達成できそうだと、そこで今後の取り組みというところでちょっとコメントをさせていただく、或いは事務局さんの方からいただいたものを整理していますが、令和3～5年度までの地域移行者数の実績や各福祉施設の入退所の動向等を踏まえ、総合的に判断しました。

その結果、上記いずれの指標も目標未達成になることが予想され、今後は、重度の障がいでも入居できる環境整備を検討しますというところでございます。

次の44ページですね、ここは全部読み上げませんので、まず大きなタイトル読みます。地域生活支援の充実の中には二つ、地域生活支援拠点等の状況と、それから強度行動障害有する障害者の支援体制の整備。皆さんもご存知だと思いますけども、本人の健康を害するような行動だったり、周囲の人の暮らしに多大な影響を行動するというところで、国の方は今回の見直しのとき初めてこの強度行動障害というのを上げてきたかと思えます。市としての対応としまして、地域生活支援拠点については、現在未設置ですが、コーディネーターを1名配置するというところで、活動実績等によりニーズを把握し、今後の整備を検討します。

二つ目、強度行動障害を有する障害者に関するニーズの把握等に努め、地域の関係機関が連携した体制の整備を図ります。ちなみに他の自治体もこの強度行動障害につきましては同様なほぼ類似した表記になっておりまして、やっぱりこれからいろんな把握をしていくということで、実態把握をしていく、という記述がございます。

(ぎょうせい)

それから46ページのタイトル。福祉施設から一般就労への移行等ということで、一般就労等への移行と、それから就労移行支援事業所から一般就労への移行ということで、そこに書いてある項目の通りでございます。

それから三つ目、47ページをお開きください。就労定着支援事業の利用者数というところで挙げております。それから4番目は就労定着支援事業所利用後の就労定着率調査を上げております

今後の取り組みとして、目標設定に関する国の基本指針及び令和3～5年度の実績を踏まえまして目標値を設定しています。福祉施設から一般就労等への移行では、就労継続支援A型は目標達成しますけれども、他の事業は若干目標を下回っています。就労定着支援事業も目標値を下回っています。また、就労定着率もいずれも令和8年度までには国の基準割合を達成しない状況です。

このことを踏まえ、事業所における生産活動、就労、求職活動及び定着のための支援が適切に行われるよう助言・指導を行うとともに、就労定着支援事業者の参入促進に取り組みます。という記述でございます。

48ページ、4番目、相談支援体制の充実・強化等というところでですね、ここは基幹相談支援センターの設置等、それから協議会における個別事例の検討が項目として挙げられておまして、四角の中の今後の取り組みを見ますとニーズを踏まえて令和8年度までに基幹相談支援センターを1ヶ所設置し、協議会における個別事例の検討についても1ヶ所行います。その間、相談支援専門員の確保と質の向上に向けた取り組みを、関係機関と連携して進めます。また、職員の資質向上を図るための研修等の導入を検討します。という取り組みの方向を示させていただいております。

49ページをお開きください。これはですね後で出てきます主要な活動指標の中で、国の方が特に重要と考えるもの、取り組みだけ見ますと、まず(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところで、ここだけ読みますと保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数。保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数。保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数。すみません、文字の間のスペースは、ここは当然直します。それから精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練。といったところ、或いは生活訓練も入りますけれども、というところの目標の指標を設定しなさいと。取り組みの内容として、これまでの実績や受講者等の動向等を踏まえ、総合的に判断し第7期中のいずれの指標も横ばいで推移すると見込んでいます。今後の取り組み状況をみて、目標値の見直し等を行う必要があります。というところです。

(2)が相談支援体制の充実・強化といったところで、さっき出てきました基幹相談センターの設置を受けた細かい指標の設定、それから、50ページは協議会での検討の内容を受けた細かい指標の設定という内訳になりまして、取り組みとしまして令和8年度までに基幹相談センターを1ヶ所設置し協議会における個別事例の検討についても1ヶ所行いますということでこれは先ほど出たのと重複

(ぎょうせい)

しますが、協議会参加事業者等は上記の通りであり、第7期はいずれの指標も横ばいで推移すると見込んでいます。今後の取り組み状況を見て目標値の見直しを行う必要があります。

(3) 障害福祉サービス等の質の向上というところで、これはですね障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数というふうなことで指標が設定されていまして、今後の取り組みとしましては、事業所や関係自治体等を共有する体制を第7期は維持し、月1回の割合で会議等を開催します。期間中、必要に応じて回数等の見直しを行います。

(4) 相談支援。第7期中は委託相談支援事業所、住宅入居等支援事業ともに6ヶ所の設置のまま現状維持とします。というところです。

それから5番目が、コミュニケーション支援事業所等でございまして、手話通訳、要約筆記の年間利用者数、それから講習年間修了者数、年間登録者数といったところを挙げておりまして、いずれもコロナの影響があるため平成30年度以降の推移から見込みました。うち、手話通訳、要約筆記は利用ニーズが高いため年間登録者数はいずれも増加を見込んでいます。今後のニーズを見ながら見直しを検討しますというふうなことでございます。

こういった国が言っている成果指標及び、必ず挙げてくださってというそれ以外の障がい福祉サービス及び指定相談支援というところの見込み量を上げているわけでございます。

52ページからが訪問系サービスで、どういう構成になっているかを先に説明します。サービスの概要ということでここに挙げられているサービスについての内容と対象者を挙げさせていただいています。

53ページお聞きください。サービスの現状です。これは、令和3年から5年度、つまり第6期の成果ですね。これの利用状況を一応どういう推移ですかということの評価をしていくと。

3番目にサービス見込量とその確保のための方策ということで、第7期の目標を上げさせていただいていまして、その三行のコメントが書いています。ここだけ読み上げるようにします。訪問系サービスについてのニーズは今後も必要とされることから、増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対しサービスの拡充及び質の向上を図るよう働きかけていきます。

54ページは日中活動系サービスでございます。サービスの概要がずっと来まして、内容的にはサービスは読み上げませんけども、そして55ページにサービスの現状というのが来まして、最後に、サービス見込量とその確保のための方策というところを挙げさせていただいています。

日中活動系サービスは、今後利用希望する障がい者の増加が見込まれることから、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。そのため、障がい福祉サービスの利用状況や利用見込み等、日中活動系サービスに関する情報を提供し、新規事業者の参入を促進します。また、利用者が事業者選択に活用できる事

(ぎょうせい)

業所情報の提供を行うとともに、事業所間の情報共有が円滑に図れるよう、連携体制を構築します。といったところで、方策を変えてございます。

57ページお聞きください。57ページは居住系サービスでございまして、内容は、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援でございます。57ページの下の方でございますが、サービス見込量確保のための方策で、ニーズの高まりを踏まえて地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。また、市内外の関連事業所の利用など、広域的な対応により、適切なサービスの提供に努めます。というところ。

58ページの方は相談支援についてでございます。ここは計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援という三つのサービスが入っているわけですが、58ページの最後ですね、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関連携のもとに、対象者の適切な把握に努めます。ここまでが第3章。

第4章は、地域生活支援事業の充実というところで、ここはもう即、実施状況というところで、現状のこの内容について書かせていただいた上で、62ページからですけども、見込量とその確保のための方策の中でまずサービスの現状というのを同じように整理をさせていただいた上で、ちょっとこれページが飛んでるのはですね、表が切れるものですから。また最終的には再整理しますが。

64ページに今言ったサービス見込み量のことについて書いています。地域活動支援事業についてはコロナの影響もあり、平成30年度以降の実績や実情を考慮し見込みを設定しました。今後は、見込量に合うニーズの把握に努めるとともに、事業者の確保をはじめ、事業者の質の向上を含め関連事業者との連携のもと適切なサービスの提供を図ります。というようなことにさせていただいております。そのコメントの背景となるデータが65ページについております。

次に、第3部、第3期障がい児福祉計画でございます。67ページから、これも先ほどの第7期の障がい福祉計画と同じほぼ構成になっております。国の基本方針、これも番号だけちょっと読みますね。

障害児のサービス提供体制の計画的な構築。地域共生社会の実現に向けた取り組み。障害福祉サービスの質の確保。障害福祉人材の確保・定着。よりきめ細かい地域ニーズに踏まえた障害児福祉計画の策定。障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化。というところが共通項として挙げられるかなというところですよ。

68ページお聞きください。これは先ほど障がい福祉の方で出てきました令和8年度における支援提供体制と、これ成果指標でございます。ここでは、中身を見ますと目標値設定に関する国の基本指針、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1ヶ所以上設置する。

二つ目、令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容のいわゆるインクルージョンって言いますけども、の推進体制を構築する。令和8年度末までに

(ぎょうせい)

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または各圏域に1か所以上確保する。令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネータを配置する。というところで、それぞれまず箇所数1か所ずつ、そして医療的ケア児の支援のための協議の場の設置を設けますよと。その上でコーディネーターの配置に2人ということで、目標値を定めさせていただいております。

取り組み内容でございますけども、サービスニーズを受けて児童発達支援センターについては令和8年度に1ヶ所設置する予定であり、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置で2人配置する予定です。

今後は、国が指定する指標は全て設定できることになり、障がい児を支援する体制を充実していきます。というところです。

69ページからが、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の見込み及び確保方策、というところが出てきまして、まず障がい児通所支援というのは、児童発達支援から始まりまして医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置。これは先ほどの成果指標とダブる部分が出て参りますけども。70ページに現状ですね。71ページに見込み量を書いています。

そこにコメント書いていますけども、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援はニーズに適切に対応するため、着実に増加するように見込んでいます。今後は、提供事業者等、関係機関と連携しながら事業のさらなる周知を図り、必要なニーズに合うサービス提供体制の確保に努めます。という方向で考えてございます。

それから72ページです。障がい児相談支援というところで一番下の方ですけども、障がい児通所支援を利用する障がいのある児童を対象に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに障がい児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

その次73ページ。発達障がい者に対する支援ということで、皆さんご存知のようにペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ピアサポートといったところが出てくるのですが、現状としてはそこに書いてある通りでございます。受講者数につきましては一応目標値を大きく上回っているという状況の中で、今後の展開を見ますと74ページでございますけども、これまでの実績や受講者数の動向等を踏まえ総合的に判断し、第7期中はいずれの指標も横ばいで推移すると見込んでいます。今後の取組状況を見て、目標値の見直し等を行う必要があります。というところであります。

最後に地域生活支援事業の部分だけを取り出したのが76ページでございます。その方策として77ページに書いてございます。

延利用時間や給付件数の多い、移動支援事業、排せつ管理支援用具、情報・意思疎通支援用具等は、第6期の見込みに準拠して見込みました。

今後とも各事業ニーズの把握に努めるとともにニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保と質の向上に努め、サービス提供体制の充実・強化を

<p>(ぎょうせい)</p>	<p>図ります。というふうな方策を挙げさせていただいております。</p> <p>最後に計画の推進ですが、第4部計画の推進体制で今日お配りしたのを見ていただければと思いますけども。</p> <p>目次構成の中で、計画推進に向けた基本的取組方針、計画の推進体制であったりとかですね、計画の進行管理というパターンにしております。</p> <p>第7期、第3期の記述はですね、ざっくり言いますと計画周知。内容としまして本計画の推進にあたっては、行政、市民、サービス提供事業所等の関係機関が連携・協働しながら取り組むことが重要です。そのため広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画に基づく事業の実施内容について広く周知を図ります。また、あらゆる機会を通して、障がいのある人やその家族、関係者等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。</p> <p>庁内推進体制の充実、障がい者福祉に係る取組は、障がいへの理解促進に向けた啓発活動をはじめ、福祉サービスの提供などのほか、医療・保健、学校教育や生涯学習、労働など庁内の多様な事業分野の関わりがあります。本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、分野横断的に様々な取組を進めていきます。</p> <p>計画の進行管理、これは皆さんご存知でPDCAサイクルでございます。障害者福祉につながる施策を着実に推進するため、計画、実行、点検・評価及び改善による進行管理PDCAに基づき進行状況を管理するということで、これはもう変わらず上げておかないといけないということで上げさせていただいて、最後に地域自立支援協議会との連携で4番としてセットしておりまして、80ページの組織体制図を掲載しまして、整理をしようかなと思っています。</p> <p>前期の場合は、障害者計画が入っていましたので、結構細かくなるんですけども今回はいわゆる量的な需給バランスできて以降、そういう量的なサービスの予定も評価しますので、むしろこういう進捗管理であったり、協議会の取り組みであったりということに簡潔に整理をしています、ということで、第4部につきましてはこれに差し替えていきたいなと思っています。</p> <p>なお、お気づきだと思いますけどフォントは揃えますので、どうぞお気づきなくしていただければと。長くなりましたけど以上でございます。ありがとうございます。</p>
<p>(議長)</p>	<p>ご説明ありがとうございます。地域福祉課の方から特に補足説明とか追加はないでしょうか。(特になし)</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは委員の皆様からご質問いただいきたいと思っておりますけれども、ページ数も多いですので、まずは第1部の総論のところから、第2部の第7期障害福祉計画まで、ページでいくと66ページまでのところで、ご質問やご意見がありましたら、挙手をお願いしてマイクが回った後、発言をお願いいたします。</p>

(委員)

19ページからのアンケート調査の概要というところが、いろんな各事業所とか相談員さんとかのご意見がずらずらっと並んでるんですけど、その中で20ページは、障がい者の就労支援として今後重要なことに職場の障がい者への理解が41%と多くなって書いていましたけど、これずっと後のページになるんですが、福祉施設から一般就労への移行という項目もあったのですが、それじゃ企業に対してどういうふうに福祉、障がい者の理解促進を求めるような施策がなされているのか。例えば、企業としては、効率を求める。障害者雇用しても、これはある移行支援事業者の人に聞いたのですが、効率だけ言われて。効率で言われた障がい者の方は、それはなかなか太刀打ちできないんですけど、ただそれだけじゃなくて、障害者雇用をすることによってもっと他の波及効果があるんじゃないかとか、いろんな説明の仕方があると思うんですよ。そういう中で、もっと、例えば新居浜市とハローワークさんと共同で、それとか商工会議所さんとかいろいろ巻き込んで、そういう企業の人、代表を対象にした障がい者の理解促進のための、研修会というか講習会みたいな営業が、やっぱり必要になってくるんじゃないか。まだまだ、企業側の理解度が低いんじゃないかなと。そこがどんどん上がれば、もっともっと、雇用に結びついていくんじゃないかなと、ふと思いました。

それと21ページの方は、一般の市民の方に対する理解促進ということで、先般、理解促進研修で太田先生の講演会聞きに行ったんですけど、非常にわかりやすく、いい講演だったなと思ったんですけど、参加されているのはほとんど福祉関係者が多かったんじゃないか思います。こういうのをできれば一般の人にもっともっと聞いていただければ、結構理解が進むんじゃないかなとは思ったんですけど。やっぱりこういうせっかくのアンケートとったんだから、どう反映させていくか計画にというところじゃないかなと思います。

あと、24ページのところに防災のことがいろいろ書かれていますが、この防災について、今、地震だけじゃなくて、水害とかいろいろありますけど、防災について、せっかくこういうのが、アンケートで出ているのに、それがこの計画の方にどこに防災が反映されているのか、どうもわかりにくかったので、そういうところが、どういうふうなのかなと思いました。

それと25ページの人材育成、人材の確保・定着ということが書かれてましたけど、ヘルパーさんが本当に確保が大変だということで、最初に言われたと思うんですよ。いろいろこう計画立てても人材がいないと、ヘルパーさんがいないんで、サービス提供できませんよ、とほうぼう聞くんですけど。人材、これは福祉だけじゃなくて、企業もどこも今、人材不足ということを言われていますけど、そういう中で、市計画を作っても、人がいないと絵にかいた餅になっちゃうじゃないですか。そこを本当に真剣に考えないと。今、反対に私はチャンスだと思うんですけど。人材不足という中で、それじゃ、障がい者を、どういうふうにもうまく雇用すれば、企業としても、障がい者にできる、全部100%できなくても、じゃあ10%、20%できる場所を障がい者に任せるとか、そういうことが必

(委 員)	<p>要じゃないかなと。さっきの企業さんに対するアピールも、今日だったか愛媛新聞見ていたら、クックチャムさんのことが出ていましたけど、クックチャムさんも今、障がい者を結構雇用しているじゃないですか。そういう雇用されている、実際成功されている方をお呼びして、話聞くのも必要じゃないかなと思いました。以上です。</p>
(議 長)	<p>はい。ご意見及びご質問の方ありがとうございました。</p> <p>主に実態調査の概要、実態調査のアンケートの結果から、ご意見であったりとか、その結果に基づいて、計画の中で反映されたり、実施されていけばというようなご意見だったかなと思います。ということでよろしいでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。他にご質問やご意見おありの委員さん、いたらお願いいたします。はい。石川委員さんお願いいたします。</p>
(委 員)	<p>はい。すいません。16ページの新居浜特別支援学校の人数が書いてあるんですけども、これおそらく重複障害の子供たちの人数が入っていないと思われる数字なのでまた後程、お伝えいたします。</p> <p>それから34ページ、フリースクールの整備で、学校に行けなくても出席扱いになるというこの括弧の中、学校に行けなくても出席扱いになるという表現なんですけど、これはですね、正確に言いますと、指導要録上出席扱いになる。ここちょっと大事な出席扱いとなるとちょっとまたイメージが変わってくるかと思うので。</p> <p>平成28年9月14日付けのですね、不登校児生徒への支援のあり方についての通知の中に、いろんな施設において指導を受けた日数を、指導要録上出席扱いとすることができる、というふうな文言がありますので、ここは出席扱いの前に指導要録上出席扱いになるというふうな表現にさせていただくと、通知と一致するかなというふうに思います。以上です。</p>
(議 長)	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ではまた数字の修正及び、加筆のところよろしくお願いいたします。</p> <p>他ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>はい。鴻上さんお願いいたします。</p>
(委 員)	<p>2点ほどなんですけれども、目次のところに、本計画の表記についてというのがありまして、漢字表記の害をひらがなについていうところなんですけどその次のページをめくる。ずっと1ページ目からですね、近年障害者のこの害が早速漢字なんで、ちょっと違和感があったんです。どこ、どれをひらがな表記にするのかっていうのがちょっとよくわからなかったのと、多分何点かページによってあるんじゃないかと思います。</p>

(ぎょうせい)	<p>それがちょっと若干混在している可能性が。ただ国の文章を持ってきている場合、害を漢字にしてありますので、それについては前の注釈をつけるか何かします。先ほどフォントを直しますよと同じレベルで外のところひょっとして、まだ漢字、国と混同して害になっている可能性ありますのでこれは校正しますので、それは任せていただければありがたいなど。</p>
(委 員)	<p>もう1点なんですけれども、先ほど藤田委員さんからもあったんですけれどもヘルパーの人材不足というところで、53ページのところなんですけど、居宅介護の見込みが令和5年、168人で実績時間も減っていると思うんですけど。これは事業所が減ったり、ヘルパーさんが少なくなったりしていることによって、本当は利用したいんですけど利用できてないという実情じゃないかとちょっと推測はしているんですけれども。そうなるんですね、53ページの3番の、2行目のところサービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質の向上を図るように働きかける、というところ。この文言とですね、ちょっと飛び飛びですいませんが56ページの上から3行目になるんですけど、日中活動系サービスに関する情報を提供し、新規事業者の参入を促進します。というふうになっているので、このあたりが、ヘルパーの事業所も新規参入していただけるようなところとか、ヘルパーの高齢化もありますけど、まずヘルパーの人員不足に対する何か方策なんかをこの53ページの3のここにも入れていただいた方がいいのかなと感じています。</p> <p>あともう一つ同じですけども、58ページの相談支援の計画相談のところもそうなんですけれども。事業所はあるんですけど計画相談も受け入れできるような事業所が少なくなってきたりまして飽和状態といいますか、なかなか新規の受け入れができてないような事業所もございますので、相談の事業所についても新規の事業者の参入とか、相談員をふやすような方策が何かあればいいかなと思いました。以上です。</p>
(議 長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>鴻上委員さんとしては具体的な方策を計画の中に明記した方がよいというご意見でしょうか。</p> <p>具体的なご意見ございましたらお願いします。方策について。</p>
(委 員)	<p>やはりこの新規の事業者参入って言っても、結局は民間にお願いすることになりますので。事業所として参入していただくようお願いですとか、補助は難しいかと思うんですけど、補助なんかがあればいいんじゃないかと思えます。すみません。ちょっと具体的にと言ってもなかなかないですけども。</p>
(議 長)	<p>人材確保人材育成であったりとか、事業所数の新規参入の確保というところで、もう少し働きかけていったりとか。していくということでしょうかね。</p>

(議 長)	少し最近増えて、新しいところからご案内いただいたりして、増えたんだとはちょっと思っていたんですけども。
(事務局)	ヘルパー事業所ということでしょうかね。年度当初は閉鎖する事業所さんが幾つかありましたけれども、新しく立ち上げた事業所とかも少ないんですけどもあります。ただやっぱり、それ以上に多分利用したい希望の方が多く、結局相談員さんなんか、そこがうまく繋がることができないっていう状況は多分変わってないのでこういうご意見になるんだと思うんですけども。なかなか事業所さんとしても、採算とかそういうこともあるので難しいとは思いますが、その働きかけの方法とか、苦慮しているっていうところがあります。
(議 長)	<p>先ほどの鴻上さんからのご意見のところでは少しデータの確認なんですけど、例えば53ページのところのサービスの利用状況。</p> <p>令和3年度、4年度、5年度の括弧見込みというところで、例えば居宅介護でいくと、令和5年度の見込みが168という数字で下がっているんで、これが実際利用したいニーズに対して、そのサービス提供が不足しているために、利用ができていないことからの見込み数なのか。ただ他のサービスも見てみますと、同じく、例えば58ページの計画相談とかも、令和3年度、4年度で190件ずつあったのが、令和5年度の見込みが157なんで、この見込みというのは、3月末まで、現在の利用数が推移したとしての数が拾われているのか、どういう出し方なんですか。</p>
(事務局)	<p>一応今までの実績と、これは5年度の見込みですので。確かに利用にうまく繋がってない実績に基づいて試算している結果こうなっているところはあると思います。</p> <p>実績値が、例えば今年度終了してみると、最終的には結構使えたということに出てくるかもしれないんですけど、今、半期分ぐらいの実績値から出した数字にはなっています。</p>
(議 長)	そうすると実際居宅介護を例にとって見てみると、利用したい方のニーズが満たされていないという結果なのか、それとも利用のニーズが下がっているということなのか、このどちらかによって大きく課題が出てくるかと思うんですけど、どちらなのでしょう。
(事務局)	これは本当数値的に実績値っていうのが難しいんですが、肌感としては、実際は利用したい方がもっといるのに、サービス提供をするほうが追いついていなくて、利用ができてないっていうことの方がちょっと強いのかなとは思っています。なので、ますます深刻なんですけど。

(議 長)	<p>他の委員さんで、事業所で計画相談されているところもあると思うんですが実際そのようなご意見でしょうか。</p>
	<p>同じように私のところもやっていますが、私のところはニーズがあるのに提供できなかったというケースは1件もないですね。他の方、どうでしょうか。</p>
(委 員)	<p>そうですね、曜日によっては例えば週5日、自宅で入浴したいんですけども、その対応できるところが、夜間だったりするところもあるんですけど。入浴希望が週3になったりってというのはあります。そんなにたくさんではないんですけど。</p>
(委 員)	<p>すいません子供の相談支援のみを行っているので、居宅の居宅介護を利用したいという方がそもそも少ないんですけども。まれにあるケースでは、希望の利用ができています。</p>
(委 員)	<p>私どもの事業所も、ヘルパー事業所の方から老人介護の方が手一杯になるので先ほどから問題になっている人員が減ってしまったので、できたら老人介護を中心にしたいので障がい者の方の支援はちょっとお断りしたいということを言われた経緯はあります。その後どうしたのかというと、西条市の方に手を広げたり、障害者の方にご理解のある事業所をお探しして、支援につなげたっていう苦労はあります。</p>
(議 長)	<p>今のような状況なので正確な情報はなかなか難しいんですけど、相談部会などで集まった時にどのぐらいそのニーズが満たされずに、どんなふうな相談員として対応しているのかみたいな。少し情報収集も要るのかなと思ったりしますね。</p>
	<p>はい、ありがとうございます。他にご意見やご質問ありませんか。</p>
	<p>はい。藤田委員さんお願いします。</p>
(委 員)	<p>48ページの基幹相談支援センターの設置についてなんですけど、8年度に1か所作るということなんですけど、これは市の直営なんですか。それとも民間に委託するという考えなのか。それと、そのあとに協議会であるんですけど、協議会ではどういうイメージで、どういうことするのかよくわからないので、教えてくださいたいのですが。</p>
(事務局)	<p>基幹相談支援センターについては新居浜市まだありませんので、この計画のたびに努力義務といいますか、設置ということなのですが、一応設置に向けて検討はしていないといけないんですけど。基本的には、直営というよりは委託になってくるかなとは思っています。あくまで8年度、この計画では8年度までの計画ですけども、そこで設置を目指すというのですがなかなか。これを受けてくださる事業所さんがあるのかどうかという問題もあります。</p>
	<p>この協議会における個別事例の検討なのですが、すいませんここがちょっと、</p>

(事務局)	<p>単位が何か所ってというのが、現実にはどうなのかなというこの協議の回数とかいうことで、単位を変えたほうがいいんじゃないのかなと思っているんですが。例えばそういう、個別事例の件と相談支援部会などで、課題になるようなもの。相談支援部会でも今ちょっと困った事例とかそういうのを出していただいているんですけども、その個別事例の検討ということで良いのか。この箇所ってというのが、ここだけは気になりながら、このままにしてしまっているんですが、すいません。事務局の方でもきちんと把握というか、はっきりしていないので申し訳ありません。</p>
(議長)	<p>今の点なんですけど49ページ、50ページにも、基幹相談支援センターの配置等の状況で令和8年度までには1ヶ所設置するということで、50ページのところに協議会での検討状況ということが書かれているので、イメージとしては協議会の委員さんたちが、これでいうと、参加者が17機関ということで、事例検討などをするととなっているのかなというイメージなんですけど。ちょっとわかりにくい。</p>
(事務局)	<p>その部分も含めてこの17機関っていうのも、委員さんが18人だからということなのか、すいません。確認させていただきます。</p>
(委員)	<p>いろいろ、いろんな機関を作るとややこしくなるので、整理整頓はしとかないと。相談部会でするのか、こんな新しい会でするのかとか。同じことを二つのとこですると、委員さんも大変だと思うんで、そこらはスムーズに現場の相談支援部会で、利用者さんのご意見をスムーズに上に上げていくシステムをきちっとしとかないと。途中で止まらないようにだけはしていただきたいなと思います。</p> <p>ついでに、一つ教えて欲しいんですけど、44ページの地域生活支援拠点等というのはどういうものなんですか。私、勉強不足でわからんですけど、教えていただきたい。</p>
(議長)	<p>厚生労働省が示している地域生活支援拠点の体制のことだと思うんですけども、重度障害にも精神障害者にも対応できる地域包括ケアシステムを作っていく中で、こういった拠点を設けて、24時間体制で地域生活支援を行っていく、そういった拠点づくりのことだと思うので、緊急時の連絡体制とか、コーディネーターの配置などがあるということかなと思うんですが。</p> <p>愛媛県内他市ではもう設置されている松山市とかがあるんですか。まだ、モデル的にやっているんですかね。</p>
(事務局)	<p>それをつくる地域生活支援拠点の整備が必要なんですけれども、新居浜市の場合ですと、今考えているのは、それぞれのそういう機能が、1ヶ所の事業所さんがすべてカバーするっていうよりは、市内で24時間対応で、避難というか緊急</p>

(事務局)	<p>で、対応できる事業所であるとか、そういうのを、市内で何ヶ所かで、その機能を網羅できるといいなっていうことで、今さっきおっしゃった基幹相談支援センターがないので、新居浜市としてはその部分は足りていないっていうことで整理できていますよ、とは言えない状況になっています。これも、この8年度までに整備という状況にはなっていますが、今のところはその基幹がないということで、新居浜市としては、まだ整備というふうには言えない状況になっています。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>そうするとこれまでの計画にも目標として上がってきている基幹相談支援センターの設置がなかなか達成できていないというところに関して、先ほどのお話だとどこかに委託ができればいいのかなといったような感じの。市としてのお考えもありますし、現在ある委託の相談支援事業所を含めて、相談支援部会の中で、具体的な検討を進めていって、設置を目指すということでいいんでしょうかね。</p> <p>委託するとなるとそこには市から予算をつけて委託費を出して、基幹相談センターを作っていくというところですけど。</p> <p>一方で、基幹相談に主任相談支援専門員の配置だったりということで、その研修を受けて、その主任相談員の資格を今新居浜市は誰も持ってないんですね。1人もその資格を持った相談員がないという現状で、毎年県の方から研修のご案内があって、各相談事業所も案内をもらうんですが、誰1人受講していないというところで、その辺を、また、各機関で、相談した方がいいですね。</p>
(委員)	<p>予定では8年度から設置することじゃないですか。そしたらもうあと何年かじゃないですか。例えばもう市の方から、お願いするなり、準備しよらないと。ほっとたって、前進まないんで。さっきの主任が専門員さんがいるとか、そういうのも、もう市の方からでも受けてくださいよとか、そういう下準備をしていかない。もう、お任せしますじゃあと思うんですけどね。いかがでしょうか。</p>
(事務局)	<p>はい。確かに県からも新居浜市さんゼロなので、と言われていまして。</p> <p>ただ、計画相談の事業所さんも、結構ケースを抱えていて、本前の事業、自分ところの事業が大変なのに、ちょっとその主任相談支援専門員になりますと、そこまで受けようというアドバンテージがあるかという、加算はつくというのはあるのですが、それをすると県の、研修なんの講師を引き受けないといけないとか、なかなか他の事業所さんへの指導も当たらないといけないとか、結構負担は、大きいのかなと思っています。</p> <p>もう本当お願いベースで、事業所さんにはいつもお願いはしていますが、もう本前の事業がちょっとおろそかになっても困りますと言われると、ちょっと辛いなというところで、今のところは、もうそれをお願いベースでしかないんです。</p> <p>先ほどの基幹相談支援センターの設置に関しては、僕が地域福祉課に来る前か</p>

(事務局)	<p>ら、今の古川部長が課長の時代からも、何とか設置に向けた協議というのは、大きくはないんですけど、小さくですが、いろいろと法人さんとさせてもらったのですが。やはり人材の育成ですね。お金を、まず委託料の確保もあるんですけど、人も育成しないといけないし、両方の部分で少し難しくて具体的な話になかなかできてないというのが現状です。ですので、そこを、今からですね、また再度、人の面とお金の面とを何とかクリアできるように、必要性っていうのを訴えながら、努力したいというふうに思っています。こんな状態でございます。</p>
(議長)	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>行政にだけお願いするというのではなくこの自立支援協議会の中でも検討したり、また候補となる事業所さんにはこの協議会としてもお願いに上がるなど、そういったこともしていきたいと思いますので、協力して、何とか設置に向けられたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それ以外にご質問やご意見ありましたらお願いいたします。</p> <p>はい。明智委員さんお願いします。マイクお願いします。</p>
(委員)	<p>質問なんですけれども、70ページの居宅訪問型児童発達支援。もう数値が盛り込まれているんですけど、これは医療的ケアが必要なお子さんが利用する、しているっていう感じなんですか。いかがでしょうか。</p>
(事務局)	<p>70ページの居宅訪問型のところで、実績値は上がってない。というところでしょうか。見込み量は現計画で立ててはいるんですが、実際には利用は、実績値を見ますと0なので、入りようはないような。</p> <p>居宅訪問型、多分、このあたりで利用できる事業所がない。あるんですかね。</p>
(委員)	<p>いや、聞いたことがないなと思って。すいません、ありがとうございます。</p>
(事務局)	<p>今の計画では一応見込み量としては見込んでいるんですけども、事業所が多分利用できる場所がないので、実績値ゼロのままということで、と言いながら、6年度からもう一応同じように見込んでおりますが。はい。実際にはそういう状況だと思います。</p>
(委員)	<p>ありがとうございます。それともう一つなんですけど、73ページのところで発達障がい者等に対する支援のところ、ペアレントトレーニングとかペアレントプログラムとか、書かれているんですけど、これは発達支援センターでされているものなんですかね。保健センターで行っているものなんですかね。</p>
(事務局)	<p>これは発達支援センター、そうですね発達支援課で開催しています。6年度からの分も一応それでの見込みということになっていますので。</p>

<p>(委 員)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>多分、発達支援センターに通っているというか、そういう方の保護者の方が中心となって受講されているのかなと思うんですけど、随分伸びてきているので、いろんな人が受けられるようになってきているのかなと思って。でも、あんまりこう大々的には広報されていないような気もするので。今、多分、県の方でもいろいろペアレントメンターを育成するような事業だったり、いろいろされていると思うんですけども。いろいろな機会に知っていただくことができればいいかなと思ひまして、ありがとうございます。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>これが、そのペアレントトレーニングとかペアレントプログラムとはなっておりますが、この4年度とか5年度の見込量と実績値については、発達支援課が主催して、親御さんの参加もありますけれども、支援者ということで保育園とか、保育士さんとかそういう方も含めた研修を開催したということで、人数が増えているのは、そういう講座の参加者数も入っているのもということだと思います。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>多分アンケート当事者の会の方とかのアンケートの結果のところにも、多分なかなか会の継続というか参加される方が減少しているみたいなのもあって、会の存続の危機ですとか、36ページなどに書かれているんですけども、多分SNSとかインターネットが発達してきて対面でこう、ピアサポートの関係でこういろいろお話ししたりとか質問したりとかいう機会を望まない方もたくさんいらっしゃるかなと最近思っているんですけど。こういうペアレントトレーニングとかは多分対面でされているんだと思うので、保護者の方が参加できる機会になって増えてきているんだったらいいなと思ったんですね。いろんな立場の方々が参加されているんですね。はい。ありがとうございます。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>ちょっとだけ、今の点での確認ですけどこれはサービスの見込み量とかサービスとしての表記で構わないんでしょうか。市のやっている事業なんですかね。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>発達支援課のサービスではないですね。そうですねこのサービスの概要とかサービスの現状となっていますけど。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>精神障がいの方とかにも当事者の方の学習会があったり、家族教室などがあったりして、そういった事業として保健センターがされていて、ご家族や当事者が参加しているんですけど、サービスとはちょっと、私たちはそう思っていないかなと思うんですけど。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>同じですね。精神障がいの分については、保健センターとか、地域福祉課も今年度から含めてやっていますけれども。ここで言う、たしかにサービスの概要とか現状ということで、その前までの障がい児通所支援とか障がい児相談支援等と</p>

(事務局)	かのサービスではない。
(議長)	<p>ちょっとその辺ご検討いただくということで。 はい。藤田委員さんお願いします。</p>
(委員)	<p>73ページ、74ページなんですけど、ピアサポートなんですけど。 今、育成会が毎月第2水曜日にやっています。そこで、多い時は10人ぐらい集まるのかな。いろいろ情報交換したり、悩みを打ち明けたりとか、スタートさせているんですけど。ここ全くゼロと数字を挙げられているんですけど、もう一度検討していただければ。去年の6月ぐらいから、コネクトサロンという名前で、実際に第2水曜日、10時から12時まで気楽に、いろいろお話をされているという現状ですので、そこらも情報として上げたいと思っています。</p> <p>あともう1点だけ。時間がないんで、計画の推進体制のところなんですけど、アクション、プラン、ドゥー、チェックのところ、挙げられていますけど。チェックの評価なんですけど、この障がい福祉計画というのは3年計画で、だけども今、5年度の最終年じゃないですか。例えば2年経ったところでも評価して、それを次の計画に反映させるとか、そういうふうにしなないと。担当の方だって、人事異動で3年後にはもういないかもわからない。またゼロから。ようわからない、という繰り返しになっちゃうんで。最初この件について評価されていますかって第1回の時に誰か質問されたんですけど。きちっとした3年目のチェック、評価できないんで2年目で、中間でも中間評価としてやって、それを最初の自立支援協議会に、こういう現状で、それに基づいて次の計画を作ります、というような形に持っていけばいいのかなとふと思ったんですけど、どこにも評価があんまり表れないのかなと思うんですけど。やっぱりできたかできんか、それに基づいて次の計画作りますという形の方がいいのかなとは思うんですけど、そういうのは今後のことなんですけど、今のこの計画じゃないんですけど、されたらどうかと思います。以上です。</p>
(議長)	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>他ではその辺、各部会でも実績値だったり目標数値の達成などについても、部会の中で関係する項目については、評価したり、課題の抽出などもしていくことになると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>あと少し、私も確認ということでお伺いしたいんですけど、先ほども災害時の対応についてとかが、こういった障がい福祉計画に入れるのがいいのか、障がい計画の方にそういったことが入っているので、そちらとかぶる部分もあるかなと思うんですけれども。最近だと皆さん研修も受けている虐待に関する対応であったりとか、虐待を防止することであったり、あと障がい者の権利をどんなふうに擁護していくかみたいな、そういった少し大きい視点でのものは、障がい者計画、障がい児福祉計画の中に入っているからそちらで網羅されてるという考え</p>

(議 長)	で、ここには、前回の第6期の計画とかにも入ってなかったので、そういう考え方でいいんでしょうか。
(ぎょうせい)	<p>ご指摘の通りでございます。ただ、基本は障がい者計画の方で大枠を把握しておくということです。大事なのは3年に1回こういう調査をやることによって次につなげていくっていう、時系列評価するための大事ですよということで、こういう調査をしているっていうのもあります。意図としては。ただ、具体的なサービスに結びつけることじゃないんですけども、基本的にはこういうことを出していますよっていうところを次につなげてくださいという意味で上げているかと。どの自治体さんも一緒だと思います。</p> <p>前は障がい者計画を作りましたので、関連があったんですけども、この場合あくまでもサービスというか、事業の需給バランスを見ていくっていうのがメインだったもんですから。そういうふうにご理解いただくとありがたいかなと思います。</p>
(議 長)	<p>ここ、はっきりしない記憶なのですが、以前に計画等実績の時に例えば、成年後見制度の市長申し立ての件数の見込み件数とかを検討した記憶があるんです。そういったものも障がい福祉計画、障がい計画の方に、今見たんですけど、そこまでの数値目標まではこれには入らないですよ。でも前にその数値は必ず検討したと思っているんですけども。</p>
(ぎょうせい)	それは障害者計画の時に検討されているんじゃないかと思うんですけどね。
(議 長)	書面に数字が入っていたんですよ。なので、どっちだったんでしょう。
(事務局)	でも数値目標とかいうと障がい福祉計画とか障がい児福祉計画になってくると思うんですけど、どうなんですかね、今回の。成果目標で求められてないっていうことなのか、もっと大きな値。
(議 長)	ニーズ調査の中には成年後見制度を知っているかみたいな項目なんかもあったりしたかと思いますし、新居浜市では中核機関も設置されたりしているのもそういう点では、そこに計画の中に盛り込まれてもいいのかなとちょっと思ったり、この自立支援協議会の中には権利擁護部会もありますし、と思いました。
(事務局)	現計画よりも一つ前の計画を持っているんですけども、そこに、確かに相談支援の中で、成年後見制度利用支援事業などあります。
(ぎょうせい)	62ページですね。地域生活支援事業ですね。入っています。すいません失礼しました。

<p>(議 長)</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>今もう最後のページまでの質問やご意見をいただいている、第4部の計画の推進体制も含めてご意見をいただいているところになりますけれども。全体として質問やご意見ありませんでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>はい。では他にご意見やご質問がないようでしたら、議題1については、一旦ここで終わりにしたいと思います。</p> <p>では今後、この素案について、修正されたり、追加などされていくと思うんですけども、次に1月にまたこの自立支援協議会で皆さんにご意見をいただくという予定でよろしいでしょうか。事務局からその辺お願いいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>はい。今後の予定としましては、今日いただいたご意見をもとに追加・修正をしていきます。次回、1月の自立支援協議会で皆さんに見ていただくことになるんですが、その会議の予定を一旦ここで決めさせていただきたいのと、もうその後は2月に入りますと予定としては、パブリックコメントを実施しないといけなくなってくるので、その1月の会でほとんど大枠の案は決めていかないとはいけませんので。その1月の会議の前に一旦今日の分を整理したものを皆さんにお渡しして見ていただいて、最終、1月の終わり頃、22日の週ぐらいでまた開催させていただきたいと思っているんですが。同じ15時から時間で予定を決めていきたいとは考えております。今日この場で次回の日程とか、決めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>今回は修正されたものが事前に配布されて、その中身の検討ということで、皆さんのご都合は22日月曜もしくは23日、どちらでもよろしいでしょうか。では、できるだけ早い日にちの方が、後ろがいろいろ作業があるのではないかなと思うので。一応予定では1月22日月曜日の午後3時からという予定で、よろしく願いいたします。</p> <p>あと、その会の数日前ぐらいに、お手元に皆さんところに修正されたものが届くと思うんですが、それぞれの専門部会にも、その素案の段階で少し確認を取るとか、実績値とそれから目標の見込み数っていうか、数値目標等の確認とかが、ご意見もらえたらいいかなと思いますので、この後、修正が作られる前に、各部会からのご意見が地域福祉課に届いた方がいいですよ。</p> <p>それを盛り込んでもらって、修正したものを作成いただくということで、そうすると、今日が11月のもう終わりですので、各部会が開催されるかどうか、ちょっと時期が合うかどうかとも問題ありますけど。それは、書面会議するなり、工夫いただくということで、12月の中頃締め切りとかでも大丈夫でしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>本日の上げているもので、数字などはもうこれを部会に一旦おろして、各部会で確認いただく、というふうに。</p>

<p>(議 長)</p>	<p>では、一旦、部会には下ろして。その部会が開催されなくても事務局会を通じ てか、部会には見ていただければ。項目だったり、サービスのところだけでも見 ていただいた方が、1月22日以降でここはこうだった、という修正が入ると、 ものすごく大変だと思いますので、もう今日の時点で一旦投げるっていうぐらい でいいのかなと思っています。</p> <p>各部会の方は、例えば12月の15とか20日ぐらいが締め切りになっても大 丈夫ですか。(各部会代表の委員了承。)</p> <p>では12月18日の月曜日締め切りで、各部長さんから地域福祉課の方に、 ご意見あってもなくても、連絡を入れるということで、メールとかの方がいいで すよね。はい。メールでご意見提出ということで、よろしく願いいたします。 地域福祉課の村上さん宛のメールで大丈夫でしょうか。</p> <p>(事務局了承。)</p> <p>はい。よろしく願いいたします。では今後そのような流れで、1月22日にもう 一度協議した後、パブリックコメントなどの期間があって、仕上がっていくとい うことでよろしく願いいたします。</p> <p>続いて事務局からその他として、説明等あったら、お願いいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>はい。そうしましたら次第の方にもありますように、障がい理解促進研修会の 開催結果についてお知らせします。令和5年1月11日に改正障害者差別解消 法についてということで、愛媛大学の太田先生にお越しいただいて、愛媛大学の 合理的配慮の提供から未来を考えると題して、講演会を実施しました。参加者 の方は61名、スタッフ・市職員16名の計77名でした。アンケートでは、配慮 と合理的配慮の違いを正しく理解できた。合理的配慮は同じスタートラインに立 つための支援だということが理解できた。大学でのよい支援が、社会に出た時 に、意思表示がしやすくなり、支援にも繋がる、成長するという話を聞き、将来 に明るい気持ちを持った。など、大変好評な講演会となりました。</p> <p>それからもう1つ、チラシをお配りしておりますけども、第10回の新居浜市 障がい者・児よいよHAPPYな作品展を12月2日から12月4日までの3日間、 イオンモール新居浜で行います。10回目という節目の作品展になりますので、 たくさんの方にお越しいただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>はい。ありがとうございました。その他、委員の皆様から連絡事項とか説明す るようなことがありましたらお願いいたします。</p> <p>(特になし)</p> <p>はい。それでは、これもちまして本日の障がい者自立支援協議会を終了いた します。長時間にわたりありがとうございました。また次回もよろしく願い いたします。</p>